

## 三重県景観づくり条例

(平成十九年十月二十日三重県条例第六十六号)

(目的)

第一条 この条例は、景観づくりに関し、県及び県民等の責務並びに県と市町との連携を明らかにするとともに、基本となる事項を定めることにより、景観づくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、新たなまちづくり活動等を通じて潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 景観づくり 地域の個性及び特色をいかした良好な景観を保全し、整備し、又は創出することをいう。
- 二 県民等 県民及び事業者をいう。
- 三 新たなまちづくり活動等 地域が主体的に取り組む景観に重点を置いたまちづくり活動その他景観づくりに取り組む活動をいう。
- 四 景観行政団体 景観法（平成十六年法律第百十号。以下「法」という。）第七条第一項に規定する景観行政団体をいう。
- 五 景観計画 法第八条第一項に規定する景観計画をいう。

(責務)

- 第三条 県は、市町と連携し、広域的な見地から景観づくりに関する施策を実施するものとする。
- 2 県は、景観行政の中心的な役割を担う市町が、景観行政団体として景観づくりに関する施策を実施できるよう情報の提供、技術的な助言その他の支援を行うものとする。
- 3 県民等は、景観づくりに関する理解を深め、自ら景観づくりを実践するとともに、県又は市町が実施する景観づくりに関する施策に協力するものとする。

(景観計画)

- 第四条 知事は、県内の景観づくりを推進するため、法第二条に規定する基本理念にのっとり景観計画を定めるものとする。
- 2 景観計画においては、法第八条第二項各号の規定によるほか、県、市町及び県民等の役割、県が推進する景観づくりに関する施策その他必要な事項を定めるものと

する。

(策定の手続)

第五条 知事は、景観計画を定めようとするときは、三重県景観審議会の意見を聴かなければならない。これを変更しようとするとき（規則で定める軽微な変更を除く。）も同様とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合の手続)

第六条 知事は、法第十四条第一項の規定による通知をしようとするときは、あらかじめ、当該計画提案に係る景観計画の素案の対象となる区域の市町長の意見を聴くとともに、三重県景観審議会の意見を聴かなければならない。

(届出があった場合の市町長の意見)

第七条 知事は、法第十六条第一項又は第二項の規定による届出があった場合は、当該届出に係る行為が行われる区域の市町長の意見を聴くものとする。この場合において、市町長は、当該届出に係る行為に関し、景観づくりの推進の見地から知事に意見を述べることができる。

(届出を要する行為等)

- 第八条 法第十六条第一項第四号の条例で定める届出（同条第五項の規定による通知を含む。以下この条において同じ。）を要する行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
  - 二 屋外における土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。第三項第二号において同じ。）、再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第二条第四項に規定する再生資源をいう。第三項第二号において同じ。）その他の物件の堆（たい）積
  - 2 前項に規定する行為に係る届出は、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日、行為をしようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）並びに行為の完了予定日を記載した届出書に規則で定める図書を添付して行うものとする。
  - 3 法第十六条第七項第十一号の条例で定める届出を要しない行為は、次に掲げる行為とする。
    - 一 仮設の建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外

観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

- 二 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積でその期間が九十日を超えて継続しないもの
- 三 法令(条例を含む。)の規定に基づき、許可若しくは認可を受け、若しくは届け出て行う行為又は国若しくは地方公共団体が行う行為のうち、景観づくりのための措置が講じられているものとして規則で定めるもの
- 四 法第十六条第一項各号の規定による届出を要する行為(同項第二号に掲げる行為にあつては、規則で定める工作物に係る行為に限る。)で、規則で定める規模以下のもの
- 五 規則で定める工作物に係る行為
- 六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める行為

#### (勧告の手続等)

- 第九条 知事は、法第十六条第三項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、三重県景観審議会の意見を聴かなければならない。
- 2 知事は、法第十六条第三項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えるとともに、三重県景観審議会の意見を聴かなければならない。

#### (特定届出対象行為)

- 第十条 法第十七条第一項の条例で定める特定届出対象行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
  - 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更

#### (変更命令等の手続)

- 第十一条 知事は、法第十七条第一項又は第五項の規定により必要な措置を命じようとするときは、あらかじめ、三重県景観審議会の意見を聴かなければならない。

#### (行為の着手制限の期間の短縮)

- 第十二条 知事は、法第十八条第二項の規定により同条第

一項に規定する期間を短縮するときは、法第十六条第一項又は第二項の規定による届出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

#### (三重県景観審議会)

第十三条 この条例の規定により定められた事項及び景観づくりに関する重要事項について調査審議するため、知事の附属機関として、三重県景観審議会(以下この条において「審議会」という。)を置く。

- 2 審議会は、委員十三人以内で組織し、男女いずれかの委員の割合は、十分の四を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。
- 3 委員は、学識経験を有する者その他知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 7 審議会は、第九条及び第十一条の規定については、これらを専門に調査審議する部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。
- 8 審議会及び部会は、調査審議するため必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (委任)

第十四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第七条から第十二条まで及び第十三条第七項の規定は、平成二十年四月一日から施行する。